

女性差別撤廃委員会は 89 会期（10 月 7 日から 10 月 25 日）で、一般勧告 40 「意思決定システムにおける女性の平等かつインクルーシブな代表」を採択しました。一般勧告は、条約締約国（現在 182 カ国）が国内で条約を実施するうえでの解釈を助けるなどの目的で女性差別撤廃委員会が作成するものです。女性の代表、とりわけ、マイノリティ・コミュニティの女性の代表が確保されることは、誰一人取り残さない世界の実現に欠かすことはできません。一般勧告 40 は以下より構成されています。

- I. 50:50 パリティへのロードマップ
- II. ゲームチェンジャーとしての意思決定システムにおける女性の平等かつインクルーシブな代表
 - A. 平和と政治的安定
 - B. 持続的でインクルーシブな人権ベースの経済
 - C. 気候変動と環境的災害リスクの軽減
 - D. 人工知能の台頭を含むテクノロジーの発展
 - E. 多国間システムとガバナンスの変革と持続可能性
- III. 「意思決定システムにおける平等かつインクルーシブな代表」を実現するための 7 つの柱
- IV. 「意思決定システムにおける平等かつインクルーシブな代表」を実現するための規範的枠組み
- V. 「意思決定システムにおける平等かつインクルーシブな代表」を実現するための締約国の義務
 1. 一般的義務
 - A. 無差別と実質的平等の確保
 - B. 交差性と多様な背景をもつすべての女性
 - C. ジェンダーステレオタイプの撤廃
 - D. 男性と対等な条件での、多様な背景を持つすべての女性の代表
 - E. エンパワーメントとリーダーシップに向けた教育
 - F. 女性に対するジェンダーに基づく暴力やハラスメントからの自由

G. 意思決定における女性の権利団体の代表

2. 具体的な義務

A. 政治的・公的意思決定におけるパリティ

(1) 選挙権

(2) 被選挙権

(3) 政府の政策立案・実施に参加する権利

(4) 公職に就き、あらゆる公的職務を遂行する権利

(5) 非政府系、公的あるいは政治的組織に参加する権利

B. 国際的な意思決定におけるパリティ

(1) 国際レベルで政府を代表する権利

(2) 国際機関の業務や交渉におけるパリティ

C. 平和と安全保障に関する意思決定におけるパリティ

D. 経済に関する意思決定におけるパリティ

E. 意思決定にアクセスするための前提条件としての、私的領域における女性の権利

VI. パリティ・システムを実現するための締約国の義務に関する説明責任とモニタリング

VII. パリティ・システムを確保するための国際社会の行動